

## 2章 北広島市の緑の特性と課題

### 2-1. 北広島市の緑の特性

#### (1) 都市形成

##### 開拓期の北広島と緑

本市の都市形成は、広島県からの入植による中の沢の農地の開墾と、札幌と室蘭を結ぶ札幌本道(国道36号)沿道の集落形成などから始まりました。

本市の森林は、農業の水源涵養林や薪炭材の供給源として大切にされてきました。特に特別天然記念物野幌原始林を含む国有林は、農業の水源確保のため残すよう先人が当時の北海道庁長官に請願書を提出した結果として保全が実現し、現在まで残されてきた経緯があります。

国指定史跡の旧島松駅逕所は、札幌本道(国道36号)沿いに設置され、交通の要衝として重要な役割を果たした場所であり、クラーク記念碑や寒地稲作発祥の地の碑とともに、北広島の歴史を物語る場所となっています。

##### 市街地のなりたちと緑

本市は高度成長期の昭和40年代から道央圏の中でも都市化が急速に進んだまちの1つとなり、道営北広島団地をはじめとして、多くの住宅地が造成されてきました。しかしその発展の陰には、多くの樹林地が失われてきたことも忘れてはなりません。

現在では中央に位置する国有林を囲むように東部、北広島団地、西の里、大曲、西部の5つの地区があり、その外側に農地や森林が広がっています。



旧島松駅逕所



国有林

図表5. 北広島市の位置



(2) 都市の現況

位置、地勢

本市は石狩平野の南部に位置する周囲52.5km、総面積11,854haの都市です。

市の北西は札幌市、北は江別市、東は千歳川をはさんで長沼町と南幌町に、南は恵庭市に接しています。

地形は、市域の南西部にある島松山(標高492.2m)から、北東方向に標高100m前後の緩傾斜面が広がっており、千歳川流域の平地に連なっています。(図表5)

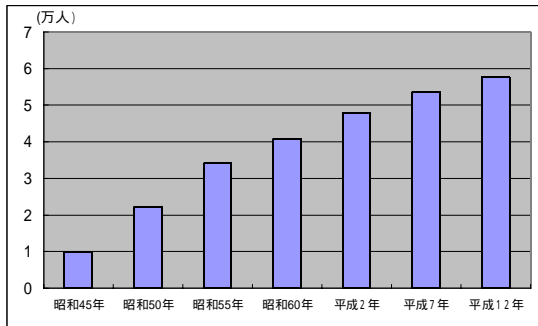
人口推移

本市の平成12年10月1日現在の人口は57,731人で増加傾向にあります。

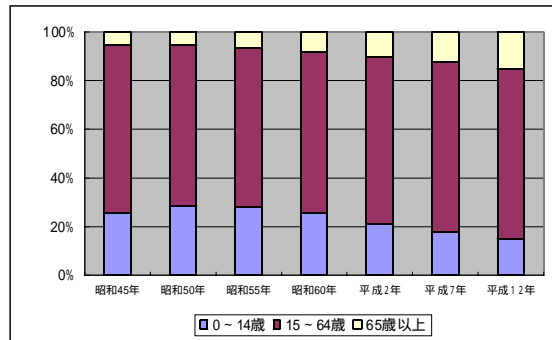
(図表6)(平成15年度末の人口は59,635人)

平成12年の総人口に対する65歳以上の人口割合は15.1%で増加傾向にあり、15歳未満の年少人口は15.2%で減少傾向にあることから少子高齢化が進んでいます。(図表7)開拓以来、北広島の緑は人々の生活と密接な関わりをもってきましたが、人口増とともに多くの住宅地が開発され、森林・農地が減少するとともに、農林業の担い手が減少しています。

図表6. 人口の推移



図表7. 年齢別人口構成比の推移

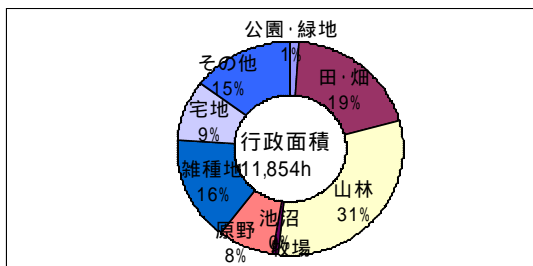


土地利用・都市計画

地目別面積割合でみると、山林が31%、田畑が19%、宅地が9%を占めています。(図表8)

都市計画区域は、行政区域と同じとしておりその面積は11,854haです。また、市街化区域面積は1,594haで行政区域の13.4%を占めています。(図表9)

図表8. 地目別面積割合



図表9. 都市計画の区域区分(平成12年度)

区分	面積(ha)	人口(万人)
市街化区域	1,594	5.37
市街化調整区域	10,260	0.4
都市計画区域	11,854	5.77
行政区域	11,854	5.77

(3) 緑の現況

広域的な緑の状況

本市の緑地の面積は、都市計画区域では8,180ha(全体の69%)市街化区域で286ha(全体の18%)となっています。

北広島の緑を広域的な視点で見ると、札幌方面から恵庭に連なる山地の緑地や野幌森林公園から国有林、南の里の森につながる平地の緑地、輪厚川や島松川など河川の緑地に分かれます。

これら平地の緑地、山地の緑地、河川の緑地が連なり、野幌森林公園から支笏湖方面につながる大きな緑の軸の一部を形成しています。(図表10)また、札幌市との境界で環状グリーンベルトの一部となっている大曲川や江別市との境界に広がる野幌森林公園など、他市の緑づくりの動向に配慮すべき緑もあります。

図表10. 石狩圏の緑の現況



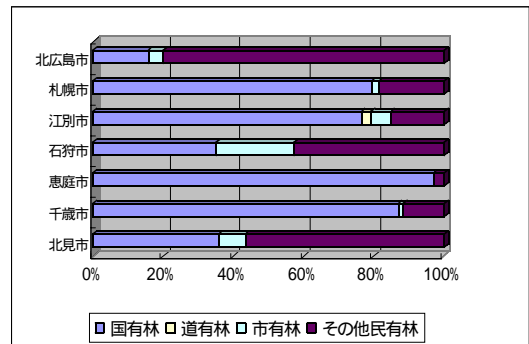
森林など面的な緑の状況

本市の市街地の外側に広がる仁別・三島の森や南の里の森及び特別天然記念物野幌原始林を含む国有林は、それぞれ100haを超える大規模な森林であり、地球温暖化の防止や野生生物(動物、植物、菌類)の生息環境の形成、保水機能による災害の防止などに役立っています。

3つの大規模な森林の間には、比較的小規模な樹林地や農地が分布しています。

本市の森林や樹林地については、全体の約8割が民有林で占められています。(図表11) これら民有林の一部は、法や条例等の地域指定により保全されていますが、今後とも保全していくには、より担保性の高い地域制緑地の指定が必要です。また、部分的に資産保有や投機目的で細かく区画割りされた土地所有形態が見られるのが特徴です。

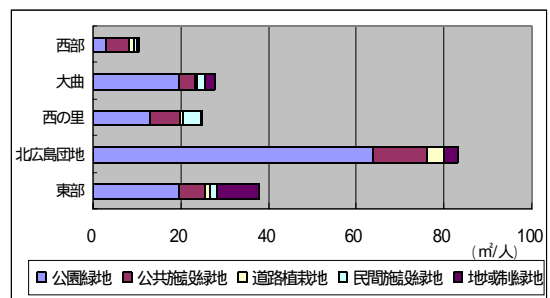
図表11. 北広島市と他都市の所有別森林面積の割合



公園や緑地など施設緑地の状況

市街地では公園や緑地の計画的な整備が進められていますが、地区ごとで緑地整備の状況に違いが見られます。(図表12)また、市内各地では、北広島レクリエーションの森をはじめとしてスキー場、ゴルフ場など様々なレクリエーション施設があります。(図表13)

図表12. 地区別人口1人当たりの緑地量



図表13. 北広島市のレクリエーション施設

野球場	1	ゴロッケーコース	8
多目的広場	3	ゲートボール場	2
テニスコート	13	スキー場	2
パークゴルフ場	7	歩くスキーコース	3
ゴルフ場	8	サイクリングコース	2
水泳プール	8	ボウリング場	1
キャンプ場	1	ゴルフ練習場	4
文化施設	1	市民農園	3
体育館	4		

### 身近な緑が豊かなまち

本市では、市街地の周辺に豊かな樹林地が多く、大曲東小学校うらの森、西の里白樺林などは自然にふれあえる身近な樹林地として市民に親しまれています。

また、国道36号や道道栗山北広島線などの沿道やJR沿線では、豊かな緑の景観を楽しむことができます。

しかし、市街地周辺の緑が豊かな一方では林地開発で伐採されたままの樹林地があるなど問題も抱えています。



公共施設の緑化

### 緑づくりの取り組みの現況

現在は、余暇活動の多様化など緑に対するニーズの増大や地球的規模の環境問題への関心が高まっています。また、少子高齢化で公園の使われ方も変わってきています。緑づくりの活動としては、花づくりなど市民自ら参加する緑づくりが増えています。また、近年の緑の保全に向けた行政の取り組みとして、本市による仁別・三島の森の取得や北海道による南の里の緑地保全地区の指定が進められています。

緑化の取り組みとしては、条例による民間施設における緑化に関する協議や花のまちコンクール、植樹や募金活動を行っています。また、輪厚川の河川敷では、市民による植樹も行われています。



バイオブロック工法による輪厚川河川敷での植樹の様子

(4) 緑地の現況量

本市の緑地の現況量は、以下のとおりとなっています。

図表14. 北広島市の緑の現況

緑地種別	現況(平成12年度)						備考
	市街化区域			都市計画区域			
	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	
住基幹公園	街区公園	74	16.78	3.12	74	16.78	2.91
	近隣公園	12	29.76	5.54	13	40.67	7.05
	地区公園	1	4.08	0.76	1	4.08	0.71
	都市基幹公園	1	47.80	8.90	1	47.80	8.28
	運動公園						
基幹公園計	88	98.42	18.33	89	109.33	18.95	
特殊公園	風致公園						
	動植物公園						
	歴史公園				1	19.20	3.33
	その他						
広場公園	3	0.46	0.09	3	0.46	0.08	
広域公園							
緩衝緑地							
都市緑地	98	86.97	16.20	99	87.59	15.18	
緑道							
都市林							
国の設置によるもの							
都市公園計	189	185.85	34.61	192	216.58	37.54	
北広島レクリエーションの森				1	40.79	7.07	
自然の森キャンプ場				1	1.17	0.20	
市公共施設植栽地	71	33.32	6.20	100	52.35	9.07	
大曲パークゴルフ場				1	2.18	0.38	
共栄ゴロッカーコース	1	0.79	0.15	1	0.79	0.14	
道管・市営住宅内プレイロット等	14	9.72	1.81	15	9.83	1.70	
道路植樹帯	45	8.15	1.52	45	14.31	2.48	
自・歩専用道等	189	15.28	2.85	190	15.35	2.66	約21.3km
公共施設緑地	320	67.25	12.52	354	136.77	23.70	
都市公園等合計	509	253.10	47.13	546	353.35	61.24	
ゴルフ場				8	1,486.22	257.58	
市民農園				3	3.15	0.55	
ゴルフ練習場	1	2.30	0.43	4	9.08	1.57	
寺社境内地	11	2.64	0.49	17	3.90	0.68	
パークゴルフ場				2	3.58	0.62	
教育施設等	7	3.03	0.56	10	5.68	0.98	
民間施設緑地	19	7.97	1.48	44	1,511.61	261.98	
施設緑地計	528	261.07	48.62	590	1,864.96	323.22	
緑地保全地区							
風致地区							
河川敷地	3	12.30	2.29	9	236.60	41.01	
保安林	1	5.72	1.07	4	715.39	123.98	
地域森林計画対象民有林	1	26.27	4.89	1	3,753.00	650.43	
旧島松駅通所				1	0.42	0.07	
野幌原始林				1	39.68	6.88	
野幌森林公園				1	116.00	20.10	
農振・農用地区域				1	2,268.00	393.07	
法によるもの計	5	44.29	8.25	18	7,129.09	1,235.54	
環境緑地保護地区				4	133.00	23.05	
学術自然保護地区				2	55.00	9.53	
市条例による保存緑地	2	1.33	0.25	2	1.33	0.23	
その他条例によるもの	30	3.89	0.72	39	7.00	1.21	
条例等によるもの計	32	5.22	0.97	47	196.33	34.03	
小計	37	49.51	9.22	65	7,325.42	1,269.57	
地域制緑地間の重複		-5.72	-1.07		-336.05	-58.24	
地域制緑地計	37	43.79	8.15	65	6,989.37	1,211.33	
施設・地域制緑地間の重複		-18.61	-3.47		-689.83	-119.55	
緑地面積総計	565	286.25	53.31	655	8,164.50	1,414.99	
人口	市街化区域人口				5.37	万人	
	都市計画区域人口				5.77	万人	
面積	市街化区域面積				1,594	ha	
	都市計画区域面積				11,854	ha	
緑地の現況量	市街化区域面積に対する割合				18.0	%	
	都市計画区域面積に対する割合				68.9	%	
都市公園等の現況量 (住民一人あたり面積)	都市公園				37.5	m <sup>2</sup> /人	
	都市公園等				61.2	m <sup>2</sup> /人	

## 2-2. 緑の課題

ここでは、緑の機能（4系統：環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統）の視点から、本市の緑の課題を整理します。

### (1) 環境保全系統の課題

国有林、南の里の森、仁別・三島の森は、緑の軸の骨格をつくり、地球温暖化の防止に役立ち、野生生物のすみかとなる緑としてまもる必要があります。  
河川や市街地周辺の樹林地、他市との境界にある樹林地は野生生物のすみかや移動経路となっていますが、その大部分は民有林が占めており、保全の方策を検討する必要があります。  
公園や市街地周辺にある樹林地は、良好な住環境をもたらす緑としてまもる必要があります。

### (2) レクリエーション系統の課題

北広島レクリエーションの森を中心とした地区は、5つの地区の交流を促すレクリエーションの拠点として活用していく必要があります。  
近隣公園や街区公園は、だれもが利用できる身近な公園として適切に配置していく必要があります。  
公園の施設整備については既設、新設を含めだれもが利用できるよう配慮する必要があります。  
市街地周辺の樹林地は、身近な自然に親しめる緑として活用していくことが必要です。

### (3) 防災系統の課題

河川の源流や流域にある樹林地は、水害など自然災害を防止する緑としてまもる必要があります。  
丘陵傾斜地の樹林地は、土砂崩れを防ぐ緑としてまもる必要があります。  
公園や緑地、街路樹、学校などの公共公益施設敷地については、避難地や避難路、延焼遮断の緑地として緑を豊かにする必要があります。

### (4) 景観構成系統の課題

国有林、南の里の森、仁別・三島の森は、景観の基礎として保全していく必要があります。  
旧島松駅通所周辺は、本市の開拓の歴史を伝える重要な地区として、自然環境に配慮した整備を検討する必要があります。また、JR北広島駅周辺については、緑の演出により都市の顔としての魅力を高めていく必要があります。  
幹線道路やJR沿線から見える大小の樹林地は、自然・田園景観を構成する要素としてまもり育てていく必要があります。

### 2-3. 制度上、体制上の課題

#### (1) 緑に対する市民の関心を喚起すること

市民は、まちの緑が豊かだと感じ、将来も大切にしたい意向があることがワークショップ会議やアンケートからうかがえます。

一方、バイオブロック工法による植樹や庭の花づくりなど一部では緑づくりが盛んになっていますが、緑づくりへの市民参加の広がりはまだ十分とは言えません。

こうしたことから、広報紙等をはじめとして様々な情報提供などを行い、緑に対する市民の関心を高めていく必要があります。

#### (2) 緑づくりの市民参加をさらに進めること

緑の基本計画策定や公園の整備においては、ワークショップ等による市民参加により作業を進めてきました。

今後もアンケート、ワークショップ等による意見交換、花づくりや森林の管理など、市民参加の緑づくりをさらに進める必要があります。

#### (3) 緑化や花づくりなど緑のパートナーシップづくり

緑の保全を進める一方で、住宅地や工業地においては緑化や花づくりを市民、事業者、行政のパートナーシップで進めていく必要があります。

緑のパートナーシップづくりを円滑に進めていくためには、緑づくりの活動を積極的に支援していくとともに、緑に関する情報提供や窓口の機能についても検討していく必要があります。

#### (4) 保全すべき緑の担保性向上

民有林をはじめとする緑地の保全については、現在指定されている地域制緑地（P44図表23）を引き続きまもっていくとともに、保全策を強化すべき重要な緑地については、より担保性の高い地域制緑地の指定を検討する必要があります。